

ご意見・ご質問に対する回答一覧

資料1-1

○資料1及び参考資料について

No.	ご意見・ご質問	回 答
1	<p>参考資料No7 利用者支援事業について</p> <p>母子保健型の利用者支援事業では令和3年度の従事者数は14人となっていますが、保健師が全員カウントされているのでしょうか。これまでの保健師の活動とどのような点が違うのでしょうか。</p>	<p>保健師全員はカウントしておりません。令和3年度における健康増進課の保健師数は17人で、そのうち母子保健型の利用者支援事業に従事した人数は14人（正職員9人、会計年度任用職員5人）でした。</p> <p>なお、これまでの保健師活動と異なる点はございません（令和3年度からは、母子保健業務を西那須野保健センターに、成人・健康づくり業務を黒磯保健センターにそれぞれ集約し業務を行っておりますが、黒磯保健センターでも母子保健業務に対応できる体制としております）。</p>
2	<p>参考資料No8 地域子育て支援拠点事業について</p> <p>現在も感染対策のため利用組数の制限等運営上の制約が残っている中、利用人数について令和3年度の実利用人数の倍以上の目標値を定めた根拠は何でしょうか（出張サロンについては実績値と目標値が1桁違います）。</p> <p>保育課所管の拠点では目標値が設置箇所数のみで利用者数がないのはなぜですか。また極端に利用者数が少ない施設についても委託を続ける理由は何でしょうか。</p>	<p>この目標値につきましては、第2期子ども・子育て未来プランに掲げたものです。新型コロナウイルス感染症が終息しておらず、令和3年度の実績が目標値から大きく下回っていることは事実ですが、本市では、感染症対策を講じた上で、「ニューノーマル」として社会・経済活動を再開することとしており、サロンにおいても利用制限を徐々に緩和しながら運営していきたいと考えていることから、引き続き当初の目標を掲げました。</p> <p>昨年度まで目標値欄に記載していた数値につきましては、計画策定時に実施したニーズ調査に基づく年度ごとの量の見込みとなっています。今回記載がもれてしまい申し訳ありませんでした。利用者見込み数は9,388人です。</p> <p>民間保育園が実施する地域子育て支援拠点事業については、社会福祉法の規定に基づく第2種社会福祉事業として、県への届出を行い事業として実施しているものです。</p> <p>利用者数が少ない施設については、新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えております。本事業は、地域の身近な場所での支え合いを目的としていることから、多様な主体の参画による事業の実施は必要であると考えています。社会福祉法では、法人と市にサービス利用者に対する情報提供努力義務が規定されており、利用者が必要な情報を得られるよう取り組んでまいります。</p>

3	<p>参考資料No.11 子育て短期支援事業について</p> <p>現在、利用希望者は全員受け入れられている状況であるのか否か教えてください。</p>	<p>利用希望者全員を受け入れております。</p>
4	<p>参考資料No.28 乳幼児健康診査について</p> <p>目標値が「この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合96.3%以上」とありますが、検診とこの目標値がどのように関わりがあるのかよくわかりません。これを目標値とした理由は何でしょうか。</p>	<p>「この地域で今後も子育てをしていきたいか。」との設問は、母子保健事業や子育て支援事業の効果を評価できる項目であることから、国でも全国共通の問診項目として設定しているものです。本市においても母子保健事業の効果を直接的に評価できる項目であることから、目標値としました。</p>
5	<p>参考資料No.63 妊産婦支援事業について</p> <p>コロナ対策が大変ななかご苦労が多いのは重々承知していますが、なぜA評価としたのか分かりません。まず、大きな事業である母親学級が2年間実施されていません。1年目は仕方がないとしても2年目はオンラインでやるとか動画配信にするとかやり方は考えられたのではないのでしょうか(那須塩原市はICT活用と市長がうたっていますし、全国的にみればいろいろな工夫をしています)。母親学級の中止は初産婦にとっては大きなことでした。</p> <p>次に、令和3年度の目標値を「妊娠から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合87.2%以上」しているのに対し実績値は84.97%と下回っています。事情は様々でしょうが、評価はきちんとしてほしいです。またなぜ、令和4年度は85%と目標値を下げたのでしょうか。</p>	<p>令和3年度の妊産婦支援事業の評価は、当年度がコロナ禍であったことを考慮し、わずかながら目標値には届きませんでした。しかし、どのような状況下であっても、自らが設定した目標値に真摯に向き合うことは重要であると認識し、この評価をB評価に変更したいと考えております。</p> <p>これまでの2年間は、コロナ禍であったことから、妊婦が一堂に会する当事業の実施を見送ってまいりました。今後は、事業の在り方を含め、いただいたご意見も参考にしながら、実施体制を検討してまいります。</p> <p>また、令和4年度の妊産婦支援事業の目標値は、令和3年度の実績値を考慮し85%としておりましたが、先にお答えしたとおり、令和3年度の評価をB評価に変更する意向であることから、その際に設定していた目標値を達成できるよう、令和4年度の目標値を87.2%に修正し対応したいと考えております。</p>
6	<p>参考資料No.133 生活困窮者世帯学習支援について</p> <p>以前から送迎手段の確保については課題となっていますが、例えば低所得世帯にはファミサポの送迎サポート補助が出ることになっていますが周知はされているのでしょうか(それでも経済的に厳しいのは承知しています)。送迎がネックであれば長期休みの日中の支援を充実させるというのはどうでしょうか。</p>	<p>現在は、ファミリーサポートセンターのお知らせは行っていませんが、来年度以降、学習支援のお知らせを対象世帯にお送りする際に、周知できるかどうか検討してまいります。また、長期休み中の日中の実施についても、検討してまいります。</p>
7	<p>資料1 基本施策(3) 子育て支援ネットワークづくりについて</p> <p>子育て中の転入者・移住者(特に未就学児のいる)に対し、子育て情報セットのようなものが渡せるしくみがあるといいと思います。転入者に情報がいきわたっていないのを感じます。</p>	<p>現在も、出生や転入の手続きの際に、子育て支援課の窓口でお渡ししているセットがございますが、ご意見をふまえ内容について検討してまいります。</p>

○その他 保育園の保育についての質問

No.	ご意見・ご質問	回 答
8	<p>保育園において間食（おやつ）を出さないというのはいり得るのでしょうか。栄養は足りているという理由で出していない園があると疑問の声を聞いています。</p>	<p>食事の提供にあたっては、発育・発達状況に合わせた食事の提供をすることとなり、園では園児に合わせた間食（おやつ）の量、回数を提供しています。</p> <p>厚生労働省が作成した実務担当者向けの「児童福祉施設における食事の提供ガイド」において、「幼児期は1回に食べることのできる量も限られ、1日3回の食事では必要なエネルギーや栄養素量を満たすことが難しいため、間食は1日の栄養素を補う意味も大きく、幼児期においては1日3回の食事と1～2回の間食は、時間を決めることで生活リズムを整え、空腹と満腹の感覚を覚えることができ、健全な生活習慣の基礎をなすものといえる」としています。</p> <p>そのため、公立保育園においては、3歳児未満は10時と15時、3歳児以上は15時におやつ（捕食）を提供しています。民間においても同様と考えております。</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、「食事を提供するときは、（略）必要な栄養量を含有するものでなければならない」と規定されており、対象となる子どもの発育、発達、栄養状態、生活状況等について把握、評価し、給与栄養量の目標を設定したうえで、おやつを含めた献立作成を行っています。</p> <p>そのため、具体的な事例につきましては、園に確認させていただきます。</p>
9	<p>求職中の事由で入園した場合、求職活動時間以外は園を休むように求められた事例があります。保育時間は確保されているのではないのでしょうか。この理屈が通るなら育休中の人はみんな園を休むことになります。</p>	<p>求職中で保育の必要性があると認定し、保育園に入園したのであれば、園では保育を拒むことはできません。ご指摘のような案件があった場合には、園へ連絡し実情を確認させていただきます。</p>
10	<p>一時保育の利用の際、預ける理由によって保育園の対応がちがうという訴えが多いです。預ける理由は仕事でもリフレッシュでも問わないはずで、「子どもがかわいそうだから」とリフレッシュの利用に難色を示すのはおかしいのではないのでしょうか。リフレッシュの利用を受け入れないのであれば初めから明記すればよいと思います。保育園側にきちんと制度を理解してほしいと思います。</p>	<p>一時保育の利用については、一時的に家庭での保育が困難となった場合だけでなく、子育て負担の軽減を目的とした利用も可能となっておりますので、リフレッシュ目的の理由で一時保育を拒むことはできません。園側に職員の人員体制等が確保できず受け入れられない場合もあるかもしれませんが、ご指摘のような案件があった場合には、園へ連絡し実情を確認させていただきます。</p>
11	<p>上記のことは、きちんと第三者評価を受けていればある程度表面化することのようにも思います。第三者評価の評価結果をもっと周知すべきではないのでしょうか。</p>	<p>第三者評価については、市ホームページで周知しておりますが、掲載の仕方や周知方法について検討し、受審の促進に努めてまいります。</p>

